

平成 24 年 12 月

第 21 回尼崎市議会定例会議案

目 次

< 報告 >

報告第 2 号 専決処分について（平成 24 年度尼崎市一般会計補正予算（第 3 号））

< 予算 >

議案第 126 号 平成 24 年度尼崎市一般会計補正予算（第 4 号）

< 条例 >

議案第 127 号 尼崎市公債条例の一部を改正する条例について

議案第 128 号 尼崎市立公民館条例の一部を改正する条例について

議案第 129 号 尼崎市障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例について

議案第 130 号 尼崎市老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例について

議案第 131 号 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例について

議案第 132 号 尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム及び婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例について

議案第 133 号 尼崎市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準等を定める条例について

議案第 134 号 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例について

議案第 135 号 尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

議案第 136 号 尼崎市医療法に基づく専属の薬剤師を置かなければならない診療所を定める条例について

議案第 137 号 尼崎市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
について

議案第 1 3 8 号 尼崎市旅館業に係る構造設備の基準等を定める条例
の一部を改正する条例について

議案第 1 3 9 号 尼崎市理容の業に関する条例について

議案第 1 4 0 号 尼崎市興行場営業に関する条例について

議案第 1 4 1 号 尼崎市浴場業に関する条例について

議案第 1 4 2 号 尼崎市クリーニング業に関する条例について

議案第 1 4 3 号 尼崎市美容の業に関する条例について

議案第 1 4 4 号 尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例の一部を
改正する条例について

議案第 1 4 5 号 尼崎市戸ノ内町北地区防災街区整備地区計画の区域
内における建築物の制限に関する条例について

議案第 1 4 6 号 尼崎市公営住宅法に基づく公営住宅及び共同施設の
整備基準を定める条例について

議案第 1 4 7 号 尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部
を改正する条例について

議案第 1 4 8 号 尼崎市市道の構造の技術的基準等を定める条例につ
いて

議案第 1 4 9 号 尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について

議案第 1 5 0 号 尼崎市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第 1 5 1 号 尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例及び尼
崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改
正する条例について

< その他 >

議案第 1 5 2 号 工事請負契約について（城内高校校舎改修等工事）

議案第 1 5 3 号 工事請負契約について（城内高校校舎改修等工事の
うち機械設備工事）

議案第 1 5 4 号 工事請負契約について（武庫南小学校北東棟等耐震
補強工事）

- 議案第 1 5 5 号 工事請負契約について（小田北中学校北棟等耐震補強工事）
- 議案第 1 5 6 号 指定管理者の指定について（尼崎市立富松住宅）
- 議案第 1 5 7 号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）

報 告

報告第2号

専決処分について

平成24年度尼崎市一般会計補正予算について、平成24年11月16日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

平成24年12月4日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

平成24年度尼崎市一般会計補正予算（第3号）

平成24年度尼崎市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112,267千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193,086,274千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
45 県 支 出 金		8,524,243	112,267	8,636,510
	20 県 委 託 金	58,821	112,267	171,088
歳 入 合 計		192,974,007	112,267	193,086,274

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総 務 費		11,269,536	112,267	11,381,803
	20 選 挙 費	93,001	112,267	205,268
歳 出 合 計		192,974,007	112,267	193,086,274

(説 明)

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を実施するため、急施を必要としたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をした。よって同条第3項の規定により、本案を提出する。

一 一般會計

予算説明書

(補正3号)

報 2-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	8,524,243	112,267	8,636,510			
20 項 県委託金	58,821	112,267	171,088			
10 目 総務費委託金	529	112,267	112,796	選挙委託金	112,267	○ (選挙管理委員会事務局) 衆議院議員総選挙等の実施に伴う補正 112,267

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総務費	11,269,536	112,267	11,381,803	特定財源 112,267 一般財源 0			
20 項 選挙費	93,001	112,267	205,268	特定財源 112,267 一般財源 0			
10 目 衆議院議員 選挙費	-	112,267	112,267	県支出金 112,267	1 報 酬	3,482	○ 投票立会人等報酬 3,482
					3 職員手当等	37,270	○ 職員手当 37,270
					4 共 済 費	39	○ 臨時職員賃金等 (選挙管理委員会事務局) 6,887
					7 賃 金	6,848	○ 選挙執行関係事業費 64,628
					8 報 償 費	84	衆議院議員総選挙等の実施に伴う補正
					9 旅 費	8	
					11 需 用 費	12,188	
					12 役 務 費	13,241	

2 給与費明細書

一般職

総括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給			給与			合計	備考							
		報酬	給料	職員手当	特別手当	休日	夜間勤務手当		管理職手当	未勤当	定時通学手当	産業教育手当	教員特別手当	初任給調整手当	退職手当	
補正後	(141) 2,735		11,035,011	9,876,798		20,911,809	3,719,844	24,631,653								
補正前	(141) 2,735		11,035,011	9,839,528		20,874,539	3,719,844	24,594,383								
比較	(-) -		-	37,270		37,270	-	37,270								
区内 職員手当 の訳	扶養手当	312,942														
	地域手当	1,207,156														
	居住手当	178,150														
補正後	312,942	244,161	121,010	383,861	199,952	520	47,839	520,606	3,556,761	3,904	11,084	15,983	5,980	3,066,889		
補正前	312,942	244,161	87,575	380,147	199,831	520	47,839	520,606	3,556,761	3,904	11,084	15,983	5,980	3,066,889		
比較	-	-	33,435	3,714	121	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
備考																

(注) () 内には、短時間勤務職員について外書きしている。

一 般 会 計

給 与 費 明 細 書 の 説 明

一般会計給与費明細書の説明

給料及び職員手当の増加額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
職員手当	千円 37,270	衆議院議員総選挙等の実施に伴う増加分	千円 37,270	特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給

予 算

議案第126号

平成24年度尼崎市一般会計補正予算（第4号）

平成24年度尼崎市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ589,057千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193,675,331千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第4条 市債の変更は、「第4表市債補正」による。

平成24年12月4日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 地方交付税		11,507,955	31,352	11,539,307
	05 地方交付税	11,507,955	31,352	11,539,307
40 国庫支出金		40,754,678	29,580	40,784,258
	10 国庫補助金	3,317,006	29,580	3,346,586
45 県支出金		8,636,510	159,525	8,796,035
	10 県補助金	2,307,861	159,525	2,467,386
70 諸収入		8,378,400	5,000	8,383,400
	30 雑入	5,075,780	5,000	5,080,780
75 市債		24,172,000	363,600	24,535,600
	05 市債	24,172,000	363,600	24,535,600
歳入合計		193,086,274	589,057	193,675,331

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
15 民生費		88,468,525	482,357	88,950,882
	10 児童福祉費	22,634,046	482,357	23,116,403
40 土木費		25,425,240	10,000	25,435,240
	10 道路橋りょう費	1,640,074	10,000	1,650,074
50 教育費		16,877,134	96,700	16,973,834
	15 中学校費	700,730	96,700	797,430
歳出合計		193,086,274	589,057	193,675,331

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

追 加

款	項	事業名	金額
15 民生費	10 児童福祉費	尼崎学園施設整備事業	481,415
40 土木費	40 住宅費	市営住宅維持整備事業	50,000

第3表 債務負担行為補正

(単位 千円)

追 加

事項	期間	限度額
じんかい収集等委託事業	平成25年度	1,008,957
給食調理業務委託事業	平成25年度	166,391

変 更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
中学校施設耐震化事業	平成25年度	464,784	平成25年度	213,991

第4表 市債補正

(単位 千円)

変 更

起債の目的	補正前		補正後	
社会福祉施設整備事業費	限度額	891,600	限度額	1,188,100
学校施設整備事業費	限度額	3,837,100	限度額	3,904,200

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 4 号)

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

20 地方交付税

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
20 款 地方交付税	11,507,955	31,352	11,539,307			
05 項 地方交付税	11,507,955	31,352	11,539,307			
05 目 地方交付税	11,507,955	31,352	11,539,307	地方交付税	31,352	○ (企画財政局) 補正財源として地方交付税を補正 31,352

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	40,754,678	29,580	40,784,258			
10 項 国庫補助金	3,317,006	29,580	3,346,586			
50 目 教育費補助金	682,349	29,580	711,929	学校施設環境改善交付金	29,580	○ (教育委員会事務局) 補助率 2/3・1/2 学校施設耐震化事業の実施に伴う補正

歳入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	8,636,510	159,525	8,796,035			
10 項 県補助金	2,307,861	159,525	2,467,386			
15 目 民生費補助金	1,861,508	159,525	2,021,033	尼崎学園施設整備事業費補助金	159,525	○ (こども青少年局) 社会福祉施設等防災整備基金を活用した尼崎学園の施設整備事業の実施に伴う補正

歳入

70 諸収入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸収入	8,378,400	5,000	8,383,400			
30 項 雑 入	5,075,780	5,000	5,080,780			
20 目 雑 入	5,075,777	5,000	5,080,777	市町村振興 協会市町交 付金	5,000	○ (都市整備局) 市町村振興協会市町交付金を活用した街路 灯省電力化改修事業の実施に伴う補正
						5,000

歳入

75 市債

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
75 市債	24,172,000	363,600	24,535,600			
05 項債	24,172,000	363,600	24,535,600			
15 目債 民生債	956,900	296,500	1,253,400	社会福祉施設整備事業債	296,500	○ (こども青少年局) 社会福祉施設等防災整備基金を活用した尼崎学園の施設整備事業の実施に伴う補正
50 目債 教育債	3,941,700	67,100	4,008,800	学校施設整備事業債	67,100	○ (教育委員会事務局) 学校施設耐震化事業の実施に伴う補正

歳出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
15 款 民生費	88,468,525	482,357	88,950,882	特定財源 456,025 一般財源 26,332			
10 項 児童福祉費	22,634,046	482,357	23,116,403	特定財源 456,025 一般財源 26,332			
30 目 尼崎学園費	217,472	482,357	699,829	県支出金 159,525 市債 296,500 一般財源 26,332	11 需用費 224		○ 施設整備事業費（こども青少年局） 482,357 社会福祉施設等防災整備基金を活用した尼崎 学園の施設整備事業の実施に伴う補正
					12 役務費 772		
					13 委託料 942		
					15 工事請負費 480,419		

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
50 款 教育費	16,877,134	96,700	16,973,834	特定財源 96,680 一般財源 20			
15 項 中学校費	700,730	96,700	797,430	特定財源 96,680 一般財源 20			
10 目 学校建設費	31,853	96,700	128,553	国庫支出金 29,580 市 債 67,100 一般財源 20	15 工事請負費	96,700	○ 学校施設耐震化事業費（教育委員会事務局） 耐震化工事の工程見直しに伴う補正

2 繰越明許費明細書

(単位 千円)

追加	款	項	目	事業名	金額	繰越理由
15	民生費	10 児童福祉費	30 尼崎学園費	尼崎学園施設整備事業	481,415	県の基金の活用による事業の前倒しに伴い、年度内完了が見込めないため
40	土木費	40 住宅費	05 住宅管理費	市営住宅維持整備事業	50,000	設計変更及び再入れに伴い、工事の年度内完了が見込めないため

3 債務負担行為で平成25年度以降にわたるものについての平成23年度末までの支出額及び平成24年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	平成23年度末までの		平成24年度以降の		左 の 財 源 内 訳				摘 要	
		支 出 期 間	支 出 金 額	支 出 期 間	支 出 金 額	特 定 財 債	財 源		一 般 財 源		
							国 県 支 出 金	そ の 他			
じんかい収集等委託事業	1,008,957			平成25年度まで	1,008,957					1,008,957	
給食調理業務委託事業	166,391			平成25年度まで	166,391				12,363	154,028	

変 更

事 項	限 度 額	平成23年度末までの		平成24年度以降の		左 の 財 源 内 訳				摘 要	
		支 出 期 間	支 出 金 額	支 出 期 間	支 出 金 額	特 定 財 債	財 源		一 般 財 源		
							国 県 支 出 金	そ の 他			
中学校施設耐震化事業	補正前の額 464,784			平成25年度まで	464,784			98,078			306
	補正額 △ 250,793			平成25年度まで	△ 250,793			△ 31,210	△ 219,500		△ 83
	補正後の額 213,991			平成25年度まで	213,991			66,868	146,900		223

4 市債の平成22年度末及び平成23年度末における現在高並びに平成24年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	平成22年度末現在高	平成23年度末現在高	平成24年度中増減見込み		平成24年度末見込額	(単位 千円)
			平成24年度見込額	平成24年度中元金償還見込額		
普通債	167,173,228	165,508,654	12,903,800	17,006,070	161,406,384	
土教	67,014,303	68,949,463	3,723,500	7,057,290	65,615,673	
市営住宅資金	28,801,840	29,712,434	6,372,900	3,081,241	33,004,093	
住宅資金	26,018,847	24,111,177	900,700	2,862,742	22,149,135	
総務	116,775	88,452	7,600	28,586	67,466	
民生	145,809	135,802	45,400	25,139	156,063	
衛生	5,439,917	5,674,822	1,335,400	540,903	6,469,319	
労働	29,534,558	27,177,169	192,300	2,565,588	24,803,881	
商工	2,800	2,600	-	400	2,200	
労働	697,651	581,792	-	116,849	464,943	
防衛	2,117,825	2,222,535	292,500	238,674	2,276,361	
企業	77,626	35,950	-	35,950	-	
営業	7,205,277	6,816,458	33,500	452,708	6,397,250	
基金	829,790	88,180	-	80,522	7,658	
災害復旧	8,313	-	-	-	-	
衛生施設	7,510	-	-	-	-	
衛生施設	387	-	-	-	-	
労働	59,652	-	-	-	-	
道路	20,752	-	-	-	-	
河川	440,413	192	-	63	129	
公立学校	10,573	690	-	228	462	
社会教育	282,190	87,298	-	80,231	7,067	
その他公共施設等	73,608,205	80,040,086	12,810,000	5,526,324	87,323,762	
その他	10,046,526	8,528,690	-	1,534,886	6,993,804	
減税	1,468,920	1,271,392	-	201,498	1,069,894	
臨時収入	43,858,513	50,606,977	11,210,000	3,089,656	58,727,321	
臨時補てん	12,996,246	14,457,322	1,600,000	544,994	15,512,328	
臨時策	5,238,000	5,175,705	-	155,290	5,020,415	
退職手当	241,611,223	245,636,920	25,713,800	22,612,916	248,737,804	
減収						
補てん						
計						
合						

条 例

議案第 1 2 7 号

尼崎市公債条例の一部を改正する条例について

尼崎市公債条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市公債条例の一部を改正する条例

尼崎市公債条例（昭和 3 5 年尼崎市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「明治 3 1 年法律第 1 4 号）第 1 4 8 条第 1 項」を「平成 2 3 年法律第 5 1 号）第 1 0 6 条第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 1 月 1 日から施行する。

（ 説 明 ）

非訟事件手続法（平成 2 3 年法律第 5 1 号）の制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 2 8 号

尼崎市立公民館条例の一部を改正する条例について

尼崎市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立公民館条例の一部を改正する条例

尼崎市立公民館条例（昭和 2 6 年尼崎市条例第 1 0 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 尼崎市立中央公民館蓬川分館の項から尼崎市立中央公民館城内分館の項まで、尼崎市立小田公民館杭瀬分館の項、尼崎市立小田公民館城北分館の項、尼崎市立大庄公民館大庄南分館の項、尼崎市立大庄公民館稲葉荘分館の項、尼崎市立立花公民館宮前分館の項から尼崎市立立花公民館尾浜分館の項まで、尼崎市立武庫公民館武庫北分館の項及び尼崎市立園田公民館塚口南分館の項から尼崎市立園田公民館小園分館の項までを削る。

別表第 2 3 公民館分館の使用料を削る。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

（ 説 明 ）

公民館分館を廃止するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 2 9 号

尼崎市障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例について

尼崎市障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例を次のように制定する。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、別に定めるもののほか、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準その他障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

第 3 条 法第 3 0 条第 1 項第 2 号イの条例で定める基準並びに法第 4 3 条第 1 項の条例で定める基準並びに同条第 2 項の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営の基準は、次項から第 8 項までに規定するもののほか、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 1 号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第 3 条第 2 項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定（指定居宅介護（省令第 4 条第 1 項に規定する指定居宅介護をいう。）に関する記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「当該指定居宅介護を提供した日」とあるのは「その完結の日」と、省令の規定（指定療養介護（省令第 4 9

条に規定する指定療養介護をいう。)に関する記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「当該指定療養介護を提供した日」とあるのは「その完結の日」と、省令の規定(指定自立訓練(生活訓練)(省令第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)に関する記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日」とあるのは「その完結の日」とする。

2 指定障害福祉サービス事業者及び基準該当障害福祉サービスの事業を行う者(以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。)は、利用者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立ってサービスを提供しなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者及びその指定障害福祉サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当障害福祉サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員並びに暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)であってはならない。

4 指定障害福祉サービスの事業を行う事業所及び基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所(以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。)は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等(以下「暴力団等」という。)の支配を受けてはならない。

5 指定障害福祉サービス事業者等は、省令の規定(規則で定めるものに限る。)による評価の結果を公表するよう努めなければならない。

6 指定障害福祉サービス事業者等は、省令の規定(規則で定めるものに限る。)に規定する研修(以下この項において「研修」という。)の実施計画をその指定障害福祉サービス事業所等の従業者の職務内容、

経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業者の計画的な育成に努めるものとする。

7 指定障害福祉サービス事業所等の従業者は、利用者に対し、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第7項各号に掲げる行為をしてはならない。

8 指定障害福祉サービス事業者等は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定障害福祉サービス事業所等の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定障害福祉サービス事業所等の従業者に周知される体制を整備すること。

(3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその指定障害福祉サービス事業所等の従業者に対して研修を行うこと。

（法第36条第3項第1号の条例で定める者）

第4条 法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第34条の21第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

（法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者）

第5条 法第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、障害者自立支援法施行規則第34条の24の

2 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

（指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準）

第 6 条 法第 44 条第 1 項の条例で定める基準並びに同条第 2 項の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営の基準は、次項に規定するもののほか、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第 3 条第 2 項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令第 56 条第 2 項中「当該施設障害福祉サービスを提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。

2 第 3 条第 2 項、第 3 項、第 5 項、第 6 項及び第 8 項の規定は指定障害者支援施設等の設置者について、同条第 4 項及び第 7 項の規定は指定障害者支援施設等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準）

第 7 条 法第 80 条第 1 項の条例で定める障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準は、次項に規定するもののほか、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第 3 条第 2 項に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。）（設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定（記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「当該療養介護を提供した日」とあるのは「その完結の日」と、省令の規定（事業所の規模に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがな

いとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う」とあるのは「利用者の確保の見込みがないなどやむを得ない事情があると市長が認める」とする。

- 2 第3条第2項から第8項までの規定は、障害福祉サービス事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(地域活動支援センターの設備及び運営の基準)

第8条 法第80条第1項の条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営の基準は、次項から第4項までに規定するもののほか、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第2条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第6条第2項中「当該サービスを提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。

- 2 地域活動支援センターの設置者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。
- 3 地域活動支援センターの設置者は、当該地域活動支援センターの職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 4 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第8項の規定は地域活動支援センターの設置者について、同条第4項及び第7項の規定は地域活動支援センターについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(福祉ホームの設備及び運営の基準)

第9条 法第80条第1項の条例で定める福祉ホームの設備及び運営の基準は、次項に規定するもののほか、障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第

2 条第 2 項に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第 7 条第 2 項中「当該サービスを提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。

2 第 3 条第 2 項、第 3 項、第 5 項、第 6 項及び第 8 項の規定は福祉ホームの設置者について、同条第 4 項及び第 7 項並びに前条第 2 項及び第 3 項の規定は福祉ホームについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(障害者支援施設の設備及び運営の基準)

第 10 条 法第 84 条第 1 項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 177 号。以下「省令」という。)に定める基準(省令第 3 条第 2 項に規定する基準を除く。以下「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第 8 条第 2 項中「当該施設障害福祉サービスを提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。

2 第 3 条第 2 項、第 3 項、第 5 項、第 6 項及び第 8 項の規定は障害者支援施設の設置者について、同条第 4 項及び第 7 項の規定は障害者支援施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 37 号及び第 105

号)の制定に伴い、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 130 号

尼崎市老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例について

尼崎市老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例を次のように制定する。

平成 24 年 12 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、養護老人ホーム（法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）及び特別養護老人ホーム（法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準を定めるものとする。

(養護老人ホームの設備及び運営の基準)

第 2 条 法第 17 条第 1 項の条例で定める養護老人ホームの設備及び運営の基準は、次項から第 8 項までに規定するもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第 2 条第 2 項に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。）（設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令第 9 条第 2 項中「2 年間」とあるのは、「5 年間」とする。

2 養護老人ホームの設置者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行わなければならない。

3 養護老人ホームの設置者及びその長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員並びに暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 7 条に規定する公安委員会規

則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

- 4 養護老人ホームは、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。
- 5 養護老人ホームの設置者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。
- 6 養護老人ホームの設置者は、前項の規定による評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 7 養護老人ホームの設置者は、省令第23条第3項に規定する研修（以下「研修」という。）の実施計画を当該養護老人ホームの職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該職員の計画的な育成に努めるものとする。
- 8 養護老人ホームの職員は、入所者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。

（特別養護老人ホームの設備及び運営の基準）

第3条 法第17条第1項の条例で定める特別養護老人ホームの設備及び運営の基準は、次項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「省令」という。）に定める基準（省令第2条第3項（省令第59条において準用する場合を含む。）及び第11条第4項第1号イただし書に規定する基準を除く。以下「設備運営基準」という。）（設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令第9条第2項（省令第42条、第59条及び第63条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは「5年間」と、省令第11条第4項第1号イ中「1人」とあるのは「1人（市長がやむを得ない事情があると認める場合は、4人以下）」とする。

- 2 前条第2項から第4項まで及び第6項から第8項までの規定は、特

別養護老人ホームについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 3 年法律第 3 7 号）の制定に伴い、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 3 1 号

尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、
設備及び運営の基準等を定める条例について

尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び
運営の基準等を定める条例を次のように制定する。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、
設備及び運営の基準等を定める条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、別に定めるもののほか、指定居宅サービスの事業
の人員、設備及び運営の基準その他介護保険法（平成 9 年法律第 1 2
3 号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるもの
とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び健康保険法等の一部を
改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号。以下「改正法」という。）
附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものと
される改正法第 2 6 条の規定による改正前の法（以下「旧法」とい
う。）における用語の意義による。

(指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

第 3 条 法第 4 2 条第 1 項第 2 号の条例で定める基準並びに法第 7 4 条
第 1 項の条例で定める基準及び員数並びに同条第 2 項の条例で定める
基準は、次項から第 8 項までに規定するもののほか、指定居宅サービ
ス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令
第 3 7 号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省
令第 3 条第 1 項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等
基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準があ
る場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、
省令の規定（記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限

る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 指定居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスの事業を行う者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供しなければならない。
- 3 指定居宅サービス事業者及びその指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当居宅サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員並びに暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。
- 4 指定居宅サービスの事業を行う事業所及び基準該当居宅サービスの事業を行う事業所（以下「指定居宅サービス事業所等」という。）は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等（以下「暴力団等」という。）の支配を受けてはならない。
- 5 指定居宅サービス事業者等は、省令の規定（規則で定めるものに限る。）による評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 指定居宅サービス事業者等は、省令の規定（規則で定めるものに限る。）に規定する研修（以下この項において「研修」という。）の実施計画をその指定居宅サービス事業所等の従業員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業員の計画的な育成に努めるものとする。
- 7 指定居宅サービス事業所等の従業員は、利用者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。
- 8 指定居宅サービス事業者等は、事故が発生した場合に的確に対応し、

又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定居宅サービス事業所等の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定居宅サービス事業所等の従業者に周知される体制を整備すること。
- (3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその指定居宅サービス事業所等の従業者に対して研修を行うこと。

(指定介護予防サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

第4条 法第54条第1項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 前条第2項から第8項までの規定は、指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(法第70条第2項第1号の条例で定める者)

第5条 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成

1 1年厚生省令第36号)第126条の4の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(法第78条の2第1項の条例で定める数)

第6条 法第78条の2第1項(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、29以下とする。

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者)

第7条 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則第131条の10の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第8条 法第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下これらを「指定地域密着型サービス事業基準」という。)は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項から第8項までの規定は、指定地域密着型サービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、法第78条の2第1項の規定による市長の指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る指定地域密着型サービス事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定地域密着型サービス事

業基準のとおりとする。

(法第 8 6 条第 1 項の条例で定める数)

第 9 条 法第 8 6 条第 1 項 (法第 8 6 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。) の条例で定める数は、 3 0 以上とする。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準)

第 1 0 条 法第 8 8 条第 1 項の条例で定める員数及び同条第 2 項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 1 1 年厚生省令第 3 9 号。以下この条において「省令」という。) に定める基準 (省令第 1 条の 2 第 2 項及び第 3 条第 1 項第 1 号イただし書に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。) (人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。) のとおりとする。この場合において、省令第 3 条第 1 項第 1 号イ中「 1 人」とあるのは「 1 人 (市長がやむを得ない事情があると認める場合は、 4 人以下) 」と、省令第 3 7 条第 2 項 (省令第 4 9 条において準用する場合を含む。) 中「 2 年間」とあるのは「 5 年間」とする。

2 第 3 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定は指定介護老人福祉施設の設置者について、同条第 4 項及び第 7 項の規定は指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(介護老人保健施設の人員、設備及び運営の基準)

第 1 1 条 法第 9 7 条第 1 項の条例で定める施設、同条第 2 項の条例で定める員数及び同条第 3 項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成 1 1 年厚生省令第 4 0 号。以下この条において「省令」という。) に定める基準 (省令第 1 条の 2 第 2 項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。) (人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。) のとおりとする。この場合において、省令第 3 8 条第 2 項 (省令第 5 0 条において準用する場合を含む。) 中「 2 年間」とあるのは、「 5 年

間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は介護老人保健施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護老人保健施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(法第115条の2第2項第1号の条例で定める者)

第12条 法第115条の2第2項第1号(法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則第140条の17の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(法第115条の12第2項第1号の条例で定める者)

第13条 法第115条の12第2項第1号(法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則第140条の27の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第14条 法第115条の14第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項から第8項まで及び第8条第3項の規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業について準用する。この場合において、

必要な技術的読替えは、規則で定める。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準)

第 1 5 条 旧法第 1 1 0 条第 1 項の条例で定める員数及び同条第 2 項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、改正法附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 (平成 2 4 年厚生労働省令第 1 0 号) 第 1 条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 1 1 年厚生省令第 4 1 号。以下「省令」という。) に定める基準 (省令第 1 条の 2 第 2 項に規定する基準を除く。以下「人員等基準」という。) (人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。) のとおりとする。この場合において、省令第 3 6 条第 2 項 (省令第 5 0 条において準用する場合を含む。) 中「 2 年間」とあるのは、「 5 年間」とする。

2 第 3 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定は指定介護療養型医療施設の設置者について、同条第 4 項及び第 7 項の規定は指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平成 2 3 年法律第 3 7 号及び第 1 0 5 号) の制定等に伴い、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 3 2 号

尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム及び婦人保護施設
の設備及び運営の基準を定める条例について

尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム及び婦人保護施設の設備及び
運営の基準を定める条例を次のように制定する。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム及び婦人保護施設
の設備及び運営の基準を定める条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号。以下
「法」という。）第 6 5 条第 1 項の規定に基づき、社会福祉施設（軽
費老人ホーム（老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 2 0 条の
6 に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）及び婦人保護施設
（売春防止法（昭和 3 1 年法律第 1 1 8 号）第 3 6 条に規定する婦人
保護施設をいう。以下同じ。）に限る。）の設備及び運営の基準を定
めるものとする。

(軽費老人ホームの設備及び運営の基準)

第 2 条 法第 6 5 条第 1 項の条例で定める軽費老人ホームの設備及び運
営の基準は、次項から第 8 項までに規定するもののほか、軽費老人ホ
ームの設備及び運営に関する基準（平成 2 0 年厚生労働省令第 1 0 7
号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第 2
条第 2 項に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基
準」という。）（設備運営基準の特例として定められている基準があ
る場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、
省令第 9 条第 2 項（省令第 3 9 条並びに附則第 1 0 条及び第 1 7 条に
おいて準用する場合を含む。）中「2 年間」とあるのは、「5 年間」
とする。

2 軽費老人ホームの設置者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に
入所者の立場に立ってサービスの提供を行わなければならない。

- 3 軽費老人ホームの設置者及びその長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員並びに暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。
- 4 軽費老人ホームは、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。
- 5 軽費老人ホームの設置者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。
- 6 軽費老人ホームの設置者は、前項の規定による評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 7 軽費老人ホームの設置者は、省令第24条第3項（省令第39条並びに附則第10条及び第17条において準用する場合を含む。）に規定する研修（以下この項において「研修」という。）の実施計画を当該軽費老人ホームの職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該職員の計画的な育成に努めるものとする。
- 8 軽費老人ホームの職員は、入所者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。

（婦人保護施設の設備及び運営の基準）

第3条 法第65条第1項の条例で定める婦人保護施設の設備及び運営の基準は、次項から第7項までに規定するもののほか、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号。以下「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。

- 2 婦人保護施設の設置者は、当該婦人保護施設の職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 3 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入

所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 4 婦人保護施設の設置者は、当該婦人保護施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 5 婦人保護施設の設置者は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実が当該婦人保護施設の施設長に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該婦人保護施設の職員に周知される体制を整備すること。
 - (3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及び当該婦人保護施設の職員に対して研修を行うこと。
- 6 婦人保護施設の設置者は、入所者に対する処遇により事故が発生したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 速やかに、当該事故の発生の事実を市長等に報告すること。
 - (2) 当該事故の状況及びその発生後に講じた措置について記録すること。
 - (3) 当該事故が婦人保護施設の設置者の責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、当該入所者に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。
- 7 前条第2項から第7項までの規定は、婦人保護施設について準用する。この場合において、同条第2項中「サービスの提供」とあるのは「処遇」と、同条第3項中「その長」とあるのは「施設長」と、同条第7項中「省令第24条第3項（省令第39条並びに附則第10条及び第17条において準用する場合を含む。）」とあるのは「次条第2項」とする。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 3 年法律第 1 0 5 号）の制定に伴い、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 3 3 号

尼崎市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準等
を定める条例について

尼崎市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準等を定める
条例を次のように制定する。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準等
を定める条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号。以下
「法」という。）第 3 9 条第 1 項の規定に基づき保護施設（法第 3 8
条第 1 項に規定する保護施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営の
基準を、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 6 5 条第 1 項の規
定に基づき社会福祉施設（授産施設（同法第 2 条第 2 項第 7 号に規定
する授産施設をいう。以下「事業授産施設」という。）に限る。）の
設備及び運営の基準を定めるものとする。

(保護施設の設備及び運営の基準)

第 2 条 法第 3 9 条第 1 項の条例で定める基準は、次項から第 1 3 項ま
でに規定するもののほか、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提
供施設の設備及び運営に関する基準（昭和 4 1 年厚生省令第 1 8 号。
以下「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定めら
れている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。

2 保護施設の設置者は、入所者又は利用者（以下「入所者等」とい
う。）の意思及び人格を尊重し、常に入所者等の立場に立って処遇を
行わなければならない。

3 保護施設の設置者及びその長は、暴力団員による不当な行為の防止
等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」とい
う。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員並びに暴力団排除条例（平成
2 2 年兵庫県条例第 3 5 号）第 7 条に規定する公安委員会規則で定め

る暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

- 4 保護施設は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。
- 5 保護施設（医療保護施設（法第38条第4項に規定する医療保護施設をいう。以下同じ。）を除く。以下「救護施設等」という。）の設置者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。
- 6 救護施設等の設置者は、前項の規定による評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 7 救護施設等の設置者は、当該救護施設等の職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 8 救護施設等の設置者は、前項の研修（以下この項において「研修」という。）の実施計画を当該救護施設等の職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該職員の計画的な育成に努めるものとする。
- 9 保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 10 保護施設の設置者は、当該保護施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 11 救護施設等の設置者は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実が当該救護施設等の長に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該救護施設等の職員に

周知される体制を整備すること。

(3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及び当該救護施設等の職員に対して研修を行うこと。

1 2 救護施設等の設置者は、入所者等に対する処遇により事故が発生したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 速やかに、当該事故の発生の事実を市長、法第19条第4項に規定する保護の実施機関等に報告すること。

(2) 当該事故の状況及びその発生後に講じた措置について記録すること。

(3) 当該事故が救護施設等の設置者の責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、当該入所者等に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。

1 3 医療保護施設は、医療法（昭和23年法律第205号）その他医療に関する法令の規定に基づき、適切に運営されなければならない。

（事業授産施設の設備及び運営の基準）

第3条 社会福祉法第65条第1項の条例で定める事業授産施設の設備及び運営の基準は、次項に規定するもののほか、省令に定める基準（法第38条第5項に規定する授産施設に関するものに限る。以下「授産施設基準」という。）（授産施設基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。

2 前条第2項から第12項までの規定は、事業授産施設について準用する。この場合において、同条第2項中「入所者又は利用者（以下「入所者等」という。）」とあるのは「利用者」と、「入所者等」とあるのは「利用者」と、同条第9項、第10項並びに第12項各号列記以外の部分及び第3号中「入所者等」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(説 明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の制定に伴い、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 3 4 号

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例について

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例を次のように制定する。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 4 5 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉施設（助産施設（法第 3 6 条に規定する助産施設をいう。以下同じ。）、母子生活支援施設（法第 3 8 条に規定する母子生活支援施設をいう。以下同じ。）及び保育所（法第 3 9 条第 1 項に規定する保育所をいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）の設備及び運営の基準を定めるものとする。

(児童福祉施設の設備及び運営の基準)

第 2 条 法第 4 5 条第 1 項の条例で定める基準は、次項から第 1 2 項までに規定するもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号。以下「省令」という。）に定める基準（助産施設については省令第 5 条第 4 項及び第 5 項、第 6 条、第 7 条、第 7 条の 2 第 2 項、第 1 0 条並びに第 1 4 条の 3 第 1 項に規定する基準を、母子生活支援施設及び保育所（以下「保育所等」という。）については省令第 5 条第 3 項及び第 6 条に規定する基準を除く。以下「設備運営基準」という。）（設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令第 3 2 条第 5 号中「調理室」とあるのは、「医務室、調理室」とする。

2 児童福祉施設の設置者及びその長は、暴力団員による不当な行為の

防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員並びに暴力団排除条例（平成２２年兵庫県条例第３５号）第７条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

3 児童福祉施設は、その運営について、暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。

4 保育所等の設置者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。

5 保育所等の設置者は、前項の規定による評価の結果を公表するよう努めなければならない。

6 児童福祉施設の設置者は、非常災害が発生した場合に的確に対応するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けること。

(2) 非常災害が発生した場合の対応に関する具体的な指針を定め、及び当該場合における関係機関への連絡体制を整備すること。

(3) 定期的に、前号の指針及び関係機関への連絡体制を当該児童福祉施設の職員及び当該児童福祉施設に入所している者（以下「入所者」という。）又はその家族に周知すること。

(4) 非常災害に備えるため、少なくとも毎月１回、避難、救出等に関する訓練を行うこと。

7 保育所等の設置者は、傷病者に対する応急手当等に関する講習で市長が指定するものを修了した者（当該講習を受けた日から２年を経過しない者に限る。）を当該保育所等に常時配置するよう努めるものとする。

8 保育所等の設置者は、省令第７条の２第２項に規定する研修（以下この項において「研修」という。）の実施計画を当該保育所等の職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該

職員の計画的な育成に努めるものとする。

- 9 保育所等の設置者は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実が当該保育所等の長に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該保育所等の職員に周知される体制を整備すること。
 - (3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及び当該保育所等の職員に対して研修を行うこと。
- 10 児童福祉施設の設置者は、入所者に対する処遇により事故が発生したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 速やかに、当該事故の発生の事実を市長等に報告すること。
 - (2) 当該事故の状況及びその発生後に講じた措置について記録すること。
 - (3) 当該事故が児童福祉施設の設置者の責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、当該入所者に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。
- 11 省令第33条第1項の規定により保育所に置くこととされている調理員（以下「調理員」という。）のうち少なくとも1人は、栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項に規定する栄養士の免許を有する者又は調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項に規定する調理師の免許を有する者でなければならない。
- 12 児童福祉施設の設置者は、日常的に関係行政機関、医療機関等と相互に連携を図りながら、適切にその業務を行うことにより、入所者等が安心して当該児童福祉施設を利用することができる体制の確保に努めなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存し、若しくは工事等のため供用が休止されている保育所（満 2 歳に満たない者を入所させないものに限る。以下この項において同じ。）又は現に新築の工事中の建物で保育所の用に供されるものについては、当分の間、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、医務室を設けないことができる。

3 前項の規定は、この条例の施行の日以後に新たに増築又は改築の工事に着手する場合については、適用しない。

4 この条例の施行の際現に調理員が置かれている保育所については、平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間、第 2 条第 1 1 項の規定は、適用しない。

(説 明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 3 年法律第 3 7 号）の制定に伴い、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 3 5 号

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例（平成 1 2 年尼崎市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中エをツとし、アからウまでをソからチまでとし、同号にアからセまでとして次のように加える。

ア 薬局の開設の許可の申請に対する審査 1 件 2 9 , 0 0 0 円

イ 薬局の開設の許可の更新の申請に対する審査 1 件 1 1 , 0 0 0 円

ウ 薬局の開設の許可証の書換え交付 1 件 2 , 0 0 0 円

エ 薬局の開設の許可証の再交付 1 件 2 , 9 0 0 円

オ 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査 1 件 6 , 3 0 0 円

カ 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 1 件 4 , 0 0 0 円

キ 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付 1 件 2 , 0 0 0 円

ク 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付 1 件 2 , 9 0 0 円

ケ 薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査 1 件 1 1 , 0 0 0 円

コ 薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査 1 件 5 , 6 0 0 円

サ 薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付 1 件 2 ,

000円

シ 薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付 1件 2,900円

ス 薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査 1品目 90円

セ 薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の変更の承認の申請に対する審査 1品目 90円

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(説 明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 3 6 号

尼崎市医療法に基づく専属の薬剤師を置かなければならない
診療所を定める条例について

尼崎市医療法に基づく専属の薬剤師を置かなければならない診療所を
定める条例を次のように制定する。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市医療法に基づく専属の薬剤師を置かなければならない
診療所を定める条例

医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 8 条の規定により専属の薬
剤師を置かなければならない診療所は、医療法施行規則（昭和 2 3 年厚
生省令第 5 0 号）第 6 条の 6 に規定する診療所とする。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

（ 説 明 ）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関
係法律の整備に関する法律（平成 2 3 年法律第 1 0 5 号）の制定に伴
い、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 137 号

尼崎市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

尼崎市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 24 年 12 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

尼崎市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置に関する基準を定
める条例（平成 20 年尼崎市条例第 42 号）の一部を次のように改正す
る。

題名を次のように改める。

尼崎市食品衛生に関する条例

第 1 条中「第 50 条第 2 項の規定に基づき、営業の施設の内外の清潔
保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関し必要
な基準」を「及び食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号。以下
「政令」という。）の施行について必要な事項」に改める。

第 2 条中「食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）」を「政
令」に改め、「昭和 23 年厚生省令第 23 号」の次に「。以下「省令」
という。」を加える。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準）

第 3 条 政令第 8 条第 1 項の条例で定める基準は、省令第 36 条に規定
する基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、
その基準を含む。）のとおりとする。

本則に次の 7 条を加える。

（食品衛生責任者の決定等の届出）

第 5 条 営業者は、食品等の取扱いに従事する者（以下「従事者」とい
う。）のうちから食品衛生責任者（別表第 10 項第 1 号に規定する食

品衛生責任者をいう。以下この条において同じ。)を定めたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。食品衛生責任者を変更し、又は解任したときも、同様とする。

(営業許可書)

第6条 市長は、法第52条第1項に規定する許可(以下「営業許可」という。)をしたときは、営業許可を申請した者に営業許可書を交付するものとする。

2 営業許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、前項の規定により交付された営業許可書(以下「営業許可書」という。)をその営業の施設の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長が営業許可書の掲示が困難であると認める場合は、同項の規定による掲示に代えて、市長が別に定める方法によることができる。

(休業等の届出)

第7条 許可業者は、引き続き30日以上休業しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 許可業者は、前項の規定による休業の届出に係る営業を再開したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

第8条 許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 廃業したとき 当該許可業者

(2) 死亡したとき 当該許可業者に係る戸籍法(昭和22年法律第224号)第87条に規定する届出義務者

(3) 合併以外の理由により解散したとき その清算人(破産手続開始の決定により解散したときは、その破産管財人)

(添加物の製造等の届出)

第9条 業者は、省令別表第1に掲げる添加物若しくは法第11条第1項の規定により規格が定められている添加物又はこれらを含む製剤

(以下この条において「添加物等」という。)の製造又は加工(以下「製造等」という。)を開始したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。添加物等の製造等の品目を追加し、若しくは内容を変更し、又は製造等を廃止したときも、同様とする。

(給食の開始等の届出)

第10条 学校、病院、工場、寄宿舍等の施設の設置者は、当該施設において営業としてではなく継続的に1回20食以上の食品を供与する業務(以下「給食」という。)を開始したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を行った者(以下「給食実施者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 前項の規定による届出に係る事項を変更したとき。
- (2) 引き続き15日以上給食を休止しようとするとき。
- (3) 引き続き15日以上休止した給食を再開したとき。
- (4) 給食を廃止したとき。

3 給食実施者は、給食に従事する者のうちから給食に関する責任者(以下「給食責任者」という。)を定めたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。給食責任者を変更し、又は解任したときも、同様とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表第2項第3号中「食品等の取扱いに従事する者(以下「従事者」という。)」を「従事者」に改め、同表第10項第1号中「置き、又は自らが食品衛生管理者となる」を「定める」に改め、「自ら食品衛生に関する責任者(以下「食品衛生責任者」という。)となり、又は」を削り、「食品衛生責任者を」を「食品衛生に関する責任者(以下「食品衛生責任者」という。)を」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成 2 3 年政令第 4 0 7 号）の制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 3 8 号

尼崎市旅館業に係る構造設備の基準等を定める条例の一部を
改正する条例について

尼崎市旅館業に係る構造設備の基準等を定める条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市旅館業に係る構造設備の基準等を定める条例の一部を
改正する条例

尼崎市旅館業に係る構造設備の基準等を定める条例（平成 2 0 年尼崎
市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市旅館業に関する条例

第 1 条中「条例は、」の次に「旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号。
以下「法」という。）及び」を加え、「第 1 条第 1 項第 1 1 号、第 2 項
第 1 0 号、第 3 項第 7 号及び第 4 項第 5 号の規定に基づく旅館業の施設
の構造設備の基準その他旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号。以下
「法」という。）」を削る。

第 8 条を削る。

第 7 条中「第 2 条から第 5 条」を「第 3 条から第 6 条」に改め、同条
を第 8 条とする。

第 6 条中「第 2 条から第 4 条」を「第 3 条から第 5 条」に改め、同条
を第 7 条とする。

第 5 条第 1 号中「第 2 条第 2 号」を「第 3 条第 2 号」に改め、同条を
第 6 条とする。

第 4 条第 1 号中「第 2 条第 1 号」を「第 3 条第 1 号」に改め、同条を
第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に
次の 1 条を加える。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

第 11 条中「法及び」を削り、同条を第 16 条とする。

第 10 条第 1 項中「衛生管理」の次に「を行い、」を加え、「の保持に当たらせる」を「を保持する」に改め、「（営業者を含む。）」を削り、同条第 2 項中「とき（営業者自らが営業管理者となる場合を含む。）は、速やかに」を「ときは、規則で定めるところにより、」に改め、同条を第 15 条とする。

第 9 条の見出しを「（遵守事項）」に改め、同条第 1 号中「第 2 条」を「第 2 条第 2 項から第 5 項まで」に改め、同条第 2 号中「の玄関帳場」を「に規定する玄関帳場」に、「箇所」を「場所」に改め、同条を第 14 条とし、同条の前に次の 5 条を加える。

（営業者の死亡等の届出）

第 9 条 営業者が次のいずれかに該当するときは、当該号に定める者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき 当該営業者に係る戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 87 条に規定する届出義務者
- (2) 合併以外の理由により解散したとき その清算人（破産手続開始の決定により解散したときは、その破産管財人）

（施設環境を保全すべき施設）

第 10 条 法第 3 条第 3 項第 3 号（法第 3 条の 2 第 2 項及び第 3 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (2) 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館及び同法第 29 条の規定によりこれに相当する施設として指定された施設
- (3) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 20 条に規定する公民館
- (4) 国又は地方公共団体が設置するスポーツ施設及びこれに類する施設で、規則で定めるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、青少年の教育その他その健全な育成を目的として青少年の利用に供される施設で、市長が指定するもの（施設環境に係る意見を聴くべき者）

第 1 1 条 法第 3 条第 4 項の条例で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 前条各号に掲げる施設（以下「特定施設」という。）の設置者が国であるとき 当該特定施設の長
- (2) 特定施設の設置者が地方公共団体であるとき 当該特定施設を管理する地方公共団体の長又は教育委員会
- (3) 特定施設の設置者が国及び地方公共団体以外の者であるとき 当該特定施設に係る業務を監督する行政庁（当該行政庁がないときは、市長）

（営業の施設について講ずべき宿泊者の衛生に必要な措置の基準）

第 1 2 条 法第 4 条第 2 項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室の定員を超えて宿泊させないこと。
- (2) 機械換気設備及び照明設備は、適切に管理し、その機能を保つこと。
- (3) 暖房又は冷房を行うときは、適当な温度及び湿度を保ち、かつ、有害ガス等による被害を防止するための措置を講ずること。
- (4) 寝具類は、常に清潔に保つこと。
- (5) 布団カバー、敷布及び枕カバーは、宿泊者 1 人ごとに洗濯したものをを用いること。
- (6) 浴衣その他の就寝用の衣類を備えるときは、宿泊者 1 人ごとに洗濯したものをを用いること。
- (7) 宿泊者が感染性の疾病にかかっていることが明らかになったときは、当該宿泊者が使用した客室、寝具類及び器具類を消毒すること。
- (8) 営業の施設内及びその周辺は、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。
- (9) ねずみ、昆虫等の駆除に努めること。
- (10) 水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 3 条第 1 項に規定する水

道又は特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水を使用すること。

(11) 浴室には、水及び摂氏38度以上の湯を供給すること。

(12) 浴槽内の水及び湯は尼崎市浴場業に関する条例（平成 年尼崎市条例第 号）別表第1第4項第6号に掲げる基準に、浴槽の清掃は同項第3号又は第4号に掲げる基準に適合するものであること。

(13) 宿泊しようとする者と必ず面接すること。

2 市長は、旅館業に係る営業の施設の特异性等により前項に規定する基準によることが適当でないとき認めるときは、当該施設の宿泊者の公衆衛生の維持のために必要な措置を別に定めることができる。

（宿泊を拒むことができる事由）

第13条 法第5条第3号の条例で定める事由は、次のとおりとする。

(1) 宿泊しようとする者に宿泊料を支払う能力がないこと。

(2) 宿泊しようとする者の身体、衣服等が著しく不潔であり、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあること。

(3) 宿泊しようとする者が泥酔し、又は著しく異常な言動をしており、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあること。

付則第2項中「第2条から第5条」を「第3条から第6条」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（説 明）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 139 号

尼崎市理容の業に関する条例について

尼崎市理容の業に関する条例を次のように制定する。

平成 24 年 12 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市理容の業に関する条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、理容師法（昭和 22 年法律第 234 号。以下「法」という。）及び理容師法施行令（昭和 28 年政令第 232 号。以下「令」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。
(理容所以外の場所で理容の業を行うことができる場合)

第 3 条 令第 4 条第 3 号の条例で定める場合は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業に係る施設の長等の依頼に応じて当該施設において当該施設に入所している者等に対して理容を行う場合その他規則で定める場合とする。

(理容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置)

第 4 条 法第 9 条第 3 号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 常に清潔な作業衣を着用し、顔面に対し作業をするときは、清潔なマスクを着用すること。
- (2) 手指は、常に爪を短く切り、作業に着手する前には、客 1 人ごとに石けんで洗浄し、又は消毒すること。
- (3) 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、常に清潔なものを使用すること。
- (4) 客の皮膚に接することなく使用する器具で客 1 人ごとに汚染されるものは、洗浄し、又は消毒して、常に清潔に保つこと。
- (5) 消毒液は、適正な濃度のものを調製し、清潔に保つとともに、適宜交換すること。

- (6) 客の耳孔又は鼻孔の毛は、そらないこと。
- (7) 薬品、化粧品等は、適正に使用すること。
- (8) 毛をそるために用いる石けん液は、客1人ごとに取り替えること。
- (9) 感染性の皮膚疾患にかかっている者は、作業に従事しないこと。
- (10) 感染性の皮膚疾患にかかっているおそれがある客に対して作業を行ったときは、その作業の終了後、自己の手指、使用した布片、器具等を完全に消毒すること。
- (11) 昆虫等が付着した毛髪を扱ったときは、その毛髪及び昆虫等を完全に処理すること。
- (12) 作業場には、みだりに客を立ち入らせないこと。
- (13) 理容所以外の場所において理容の業を行う場合は、次に掲げる器具等を携帯すること。
 - ア 消毒された器具
 - イ 消毒薬及び消毒器
 - ウ 相当数の清潔なタオル等
 - エ 外傷に対する応急手当をする場合に必要な薬品及び衛生材料
(以下「応急手当薬品等」という。)

(理容所について講ずべき衛生上必要な措置)

第5条 法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。ただし、自動車内に設けられた理容所(以下「車内理容所」という。)については、第3号の規定は、適用しない。

- (1) 隔壁又はこれに類するものにより外部と完全に区分すること。
- (2) 作業場及び待合所を設け、これらを明確に区分すること。
- (3) 室内の空気を汚染する構造の燃焼器具がある場合には、換気上有効な機械換気設備を設けること。
- (4) 作業場の床面積は、次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める面積以上とすること。
 - ア 設置する作業椅子が2脚までの場合 9.9平方メートル
 - イ 設置する作業椅子が2脚を超える場合 その数から2を減じて得た数に2.5平方メートルを乗じて得た面積に、9.9平方メ

ートルを加えて得た面積

- (5) 作業場の天井の高さは、床面から2.1メートル以上とすること。
- (6) 作業場の床面は、容易に清掃を行うことができる構造とすること。
- (7) 器具を消毒する場所を設け、消毒器、薬品等を備え付けること。
- (8) 石けん又は消毒液が備え付けられている流水式の手洗設備を設けること。
- (9) 作業場には、湯を供給することができる洗髪設備を設けること。
- (10) 作業場には、客に接して使用する布片、紙片、消毒済の器具等を収納することができる容器又は戸棚を設けること。
- (11) 作業場は、理容に関係のない用途に使用しないこと。
- (12) ねずみ、昆虫等の駆除に努めること。
- (13) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道又は特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水を使用すること。
- (14) 応急手当薬品等を常備すること。
- (15) 車内理容所については、次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 換気上有効な機械換気設備を設けること。
 - イ 200リットル以上の容量を有する給水タンク及び当該容量以上の容量を有する排水タンクを設けること。
 - ウ 作業場の床は、作業中においては、支柱その他の設備により水平に固定すること。

2 市長は、土地の状況、建築物の構造その他特別の事情を勘案して公衆衛生上支障がないと認めるときは、前項に規定する基準を緩和することができる。

（開設者の死亡等の届出）

第6条 法第11条第1項の規定による届出をして理容所を開設した者（以下「開設者」という。）が次のいずれかに該当するときは、当該号に定める者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき 当該開設者に係る戸籍法（昭和22年法律第22

4号)第87条に規定する届出義務者

(2) 合併以外の理由により解散したとき その清算人(破産手続開始の決定により解散したときは、その破産管財人)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(説明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の制定に伴い、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 140 号

尼崎市興行場営業に関する条例について

尼崎市興行場営業に関する条例を次のように制定する。

平成 24 年 12 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市興行場営業に関する条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、興行場法（昭和 23 年法律第 137 号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「入場者」とは、興行場の施設内に立ち入る者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

(興行場の設置の場所及び構造設備の公衆衛生上必要な基準)

第 3 条 法第 2 条第 2 項の条例で定める興行場の設置の場所の公衆衛生上必要な基準は、容易に汚水を排出することができる場所であることとする。

2 法第 2 条第 2 項の条例で定める興行場の構造設備の公衆衛生上必要な基準は、別表第 1 のとおりとする。

3 市長は、興行場の特殊性等により前 2 項に規定する基準によることが適当でないとき、当該興行場の公衆衛生の維持のために必要な措置を別に定めることができる。

(入場者の衛生に必要な措置の基準)

第 4 条 法第 3 条第 2 項の条例で定める基準は、別表第 2 のとおりとする。

2 前条第 3 項の規定は、前項に規定する基準について準用する。この場合において、同条第 3 項中「公衆衛生」とあるのは、「入場者の公衆衛生」と読み替えるものとする。

(変更の届出)

第5条 営業者は、次の各号に掲げる事項を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 営業者の氏名又は住所（法人にあっては、名称若しくは主たる事務所の所在地又はその代表者の氏名）

(2) 興行場の名称

(3) 興行場の構造設備

(4) その他規則で定める事項

（廃業等の届出）

第6条 営業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 興行場営業を廃止し、休止し、又は再開したとき 当該営業者

(2) 死亡したとき 当該営業者に係る戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条に規定する届出義務者

(3) 合併以外の理由により解散したとき その清算人（破産手続開始の決定により解散したときは、その破産管財人）

（遵守事項）

第7条 営業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 喫煙所及び便所の位置並びに水を飲用に供する設備の設置場所を入場者の見やすい場所に表示すること。

(2) 観覧者の定員を興行場の入口に表示すること。

(3) 観覧場内での喫煙を禁止する旨を入場者の見やすい場所に表示すること。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表第 1

<p>1 一般的な構造 設備の基準</p>	<p>(1) 排水口、通気口その他これらに類する箇所には、ねずみ、昆虫等の侵入を防止することができる設備が設けられていること。</p> <p>(2) 興行場の外部に開放される窓及び換気口は、昆虫等の侵入を防止することができる構造であること。</p> <p>(3) 容易に清掃を行い、及び汚水を排出することができる構造であること。</p> <p>(4) 野外に設けられた興行場には、適当な場所にごみの集積場及び水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 1 項に規定する水道又は特設水道条例（昭和 39 年兵庫県条例第 62 号）第 2 条第 1 項に規定する特設水道により供給される水（以下「水道水」という。）を飲用に供する設備が設けられていること。</p>
<p>2 観覧場の構造 設備の基準</p>	<p>(1) 観覧場と舞台とが適切に区画されていること。</p> <p>(2) 2 階以上の階に設けた観覧場の前端は、じんかい等の落下を防止することができる構造であること。</p>
<p>3 便所の構造設 備の基準</p>	<p>性別ごとに区分された水洗便所で次に掲げる構造のものが設けられていること。</p> <p>ア 清浄な水が供給される流水式の手洗設備が設置されていること。</p> <p>イ 便器は、不浸透性の材料で作られていること。</p> <p>ウ 小便器は、1 人当たり 0.55メートル以上の幅が確保され、それぞれ区画されていること。</p> <p>エ 便器の個数は、規則で定める数であること。</p>
<p>4 換気に関する 構造設備の基準</p>	<p>(1) 喫煙所を設ける場合は、たばこの煙が当該喫煙所以外の場所に流出しない構造であること。</p> <p>(2) 観覧場（地下にあるもの又は床面積が 400 平方メートル以上であるものに限る。以下「特定観覧場」と</p>

	<p>いう。)には空気調和設備が、喫煙所、便所その他の空気が汚染されやすい場所には専用の機械換気設備が、これら以外の場所には空気調和設備又は機械換気設備が設けられていること。</p> <p>(3) 空気調和設備及び機械換気設備は、次に掲げる機能及び構造を有するものであること。</p> <p>ア 観覧場においては、床面積1平方メートル当たり1時間につき60立方メートル以上の空気の換気を行うことができ、かつ、常時清浄な外気の給気又は観覧場内の空気の排気を行うことができること。</p> <p>イ ロビー、廊下その他の入場者が利用する場所(以下「ロビー等」という。)においては、床面積1平方メートル当たり1時間につき15立方メートル以上の空気の換気を行うことができ、かつ、常時清浄な外気の給気又はロビー等内の空気の排気を行うことができること。</p> <p>ウ 観覧場の客席における気流を、1秒につき0.5メートル以下に保つことができる給気口を有していること。</p> <p>(4) 有毒ガスが発生するおそれがある暖房設備が設けられていないこと。</p>
<p>5 照明に関する 構造設備の基準</p>	<p>次に掲げる場所の区分に応じ、当該ア又はイに定める照度を有する照明設備が設けられていること。</p> <p>ア 観覧場 床面から0.8メートルの高さにおいて100ルクス(上映中又は上演中にあつては、客席の床面において0.2ルクス)以上</p> <p>イ ロビー等 床面から1メートルの高さにおいて100ルクス以上</p>
<p>摘要 仮設又は臨時の興行場については、第1項第4号、第3項、第4項第2</p>	

号及び第3号並びに第5項の規定は、適用しない。

別表第 2

<p>1 換気に関する 基準</p>	<p>(1) 空気調和設備又は機械換気設備は、適正に維持管理すること。</p> <p>(2) 観覧場の空気中の炭酸ガスの含有率は、1,000,000分の1,500以下に保つこと。</p> <p>(3) 特定観覧場においては、浮遊粉じんの量、温度及び湿度が、規則で定める基準に適合していること。</p>
<p>2 照明に関する 基準</p>	<p>照明設備は、適正に維持管理すること。</p>
<p>3 清潔に関する 基準</p>	<p>(1) ねずみ、昆虫等の駆除を定期的に行い、興行場を常に清潔に保つこと。</p> <p>(2) 入場者が利用する場所を定期的に消毒すること。</p> <p>(3) 便所は、常に清潔に保ち、臭気の流出を防止することができる措置を講ずること。</p> <p>(4) 水を飲用に供する設備を設ける場合は、これに水道水を供給し、常に清潔に保つこと。</p>
<p>4 その他の基準</p>	<p>(1) 傷病に対する応急手当をする場合に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。</p> <p>(2) 定員を超えて観覧させないこと。</p>

(説 明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の制定に伴い、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 4 1 号

尼崎市浴場業に関する条例について

尼崎市浴場業に関する条例を次のように制定する。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市浴場業に関する条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、公衆浴場法（昭和 2 3 年法律第 1 3 9 号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。

- (1) 一般公衆浴場 同時に多数人を入浴させるための公衆浴場（法第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場をいう。以下同じ。）であって、性別ごとにそれぞれ 1 個以上の浴室が設けられ、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用されるものをいう。
- (2) その他の公衆浴場 公衆浴場のうち一般公衆浴場以外のものをいう。

(一般公衆浴場の設置の場所の配置の基準)

第 3 条 法第 2 条第 3 項の条例で定める基準は、一般公衆浴場に限り、法第 2 条第 1 項の規定により許可を受けた者が設置する他の一般公衆浴場からの距離が 2 2 0 メートル以上であることとする。

2 市長は、土地の状況、人口密度その他特別の事情を勘案して公衆衛生上支障がないと認めるときは、前項に規定する基準を緩和することができる。

(入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準)

第 4 条 法第 3 条第 2 項の条例で定める基準は、一般公衆浴場にあつては別表第 1、その他の公衆浴場にあつては別表第 2 のとおりとする。

2 市長は、公衆浴場に係る建物、土地等の状況その他の事情により前項に規定する基準によることが適当でないとき認めるときは、当該公衆

浴場の入浴者の衛生及び風紀の維持のために必要な措置を別に定めることができる。

(営業者の死亡等の届出)

第 5 条 営業者 (法第 2 条の 2 第 1 項に規定する営業者をいう。以下同じ。) が次のいずれかに該当するときは、当該号に定める者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡したとき 当該営業者に係る戸籍法 (昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号) 第 8 7 条に規定する届出義務者

(2) 合併以外の理由により解散したとき その清算人 (破産手続開始の決定により解散したときは、その破産管財人)

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

<p>1 換気に関する基準</p>	<p>(1) 脱衣室及び浴室には、換気上有効な機械換気設備又は窓等を設けること。</p> <p>(2) 炭酸ガスを発生させる温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を使用する浴室内を除き、空気を清浄に保ち、かつ、空気中の炭酸ガスの含有率は、1,000,000分の1,500以下に保つこと。</p>
<p>2 照明に関する基準</p>	<p>脱衣室及び浴室には、床面において50ルクス以上の照度を有する照明設備を設けること。</p>
<p>3 保温に関する基準</p>	<p>脱衣室及び浴室は、脱衣及び入浴に支障がない温度に保つこと。</p>
<p>4 清潔に関する基準</p>	<p>(1) 十分な量の水及び湯を浴用に供すること。</p> <p>(2) 浴槽内の湯及び給水栓（シャワーを含む。以下同じ。）から供給される湯の温度は、常に摂氏38度以上に保つこと。</p> <p>(3) 再利用をするために浴槽水（浴槽内の水又は湯をいう。以下同じ。）を浴槽とその付属設備との間で循環させる設備（以下「循環設備」という。）を設ける場合は、浴槽水をろ過器でろ過し、かつ、レジオネラ症の発生を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 1週間に1回以上浴槽水を完全に排水して浴槽の清掃を行うこと。</p> <p>イ 1週間に1回以上ろ過器を洗浄すること。</p> <p>ウ その他市長が定める措置</p> <p>(4) 循環設備を設けない場合は、毎日浴槽水を完全に排水して浴槽の清掃を行うこと。</p> <p>(5) 給水栓等から供給される水及び湯（以下「浴用の水」という。）は、水道法（昭和32年法律第177号）第3条</p>

第1項に規定する水道又は特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を使用するときは、次に掲げる基準に適合させること。

ア 色度は、5度以下であること。

イ 濁度は、2度以下であること。

ウ 水素イオン濃度は、水素指数5.8以上8.6以下であること。

エ 過マンガン酸カリウムの消費量は、1リットルにつき10ミリグラム以下であること。

オ 大腸菌群は、採取した浴用の水50ミリリットル中に検出されないこと。

カ レジオネラ属菌は、採取した浴用の水100ミリリットル中に検出されないこと。

(6) 浴槽水は、次に掲げる基準に適合させること。

ア 濁度は、5度以下であること。

イ 過マンガン酸カリウムの消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下であること。

ウ 大腸菌群は、1ミリリットルにつき1個以下であること。

エ レジオネラ属菌は、採取した浴槽水100ミリリットル中に検出されないこと。

(7) 浴用の水（水道水以外の水を使用する場合に限る。）にあっては第5号アからカまで、浴槽水にあっては前号アからエまでに掲げる基準に適合しているかどうかの検査を1年に1回以上行い、その結果の記録を3年以上保存すること。

(8) 建物内及びその周辺は、定期的に清掃を行い、常に清潔に保つこと。

(9) ねずみ、昆虫等の駆除に努めること。

	<p>(10) 入浴者に貸与され、又は譲渡されるタオル、くし等は、新しいもの又は消毒され、清潔に保たれたものとする事と。</p> <p>(11) 入浴者に譲渡され、又は貸与されるかみそりは、新しいものとする事と。</p> <p>(12) 入浴者に、浴槽内でタオル等を使用させず、及び浴室内で洗濯をさせない事と。</p>
<p>5 構造及び設備に関する基準</p>	<p>(1) 脱衣室及び浴室その他の入浴設備（以下「浴室等」という。）は、性別ごとに区分し、その境界に隔壁を設けて、相互に、かつ、外部から見通すことができない構造とする事と。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、専ら一の家族その他の団体ごとに利用させる脱衣室及び浴室等（以下「家族風呂等」という。）を設ける場合は、外部から見通すことができない構造とする事と。</p> <p>(3) 脱衣室及び浴室の出入口の幅は、0.9メートル以上とし、当該出入口には、引き戸を設ける事と。</p> <p>(4) 脱衣室の天井の高さは、床面から2.1メートル以上とし、床面積は、1室につき9平方メートル以上とする事と。</p> <p>(5) 男子用脱衣室及び女子用脱衣室には、水道水が供給される流水式の洗面設備を設ける事と。</p> <p>(6) 次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める措置を講ずる事と。</p> <p>ア 番台を設ける場合 次に掲げる措置</p> <p>(ア) 番台は、男子用脱衣室と女子用脱衣室との境界に設け、浴室の出入口の戸を番台から見通すことができる構造とする事と。</p> <p>(イ) 男子用脱衣室と女子用脱衣室との間を往来する事と</p>

ができる通り口をその境界に設ける場合は、当該通り口は、番台に接するように設け、かつ、当該通り口から脱衣室を相互に見通すことができない構造とすること。

イ 番台を設けない場合 次に掲げる措置

(ア) 脱衣室の出入口を見通すことができる場所に、当該脱衣室の利用の状況を把握するための設備を設けること。

(イ) 脱衣室及び浴室の見やすい場所に、急病者の発生その他の不測の事態の発生を管理者等に通報するための装置を設けること。

(7) 脱衣室には、衣類その他携帯品を入浴者ごとに区分して安全に保管することができる設備を設けること。

(8) 浴室の天井の高さは、床面から2.1メートル以上とし、その床面積は、1室につき12平方メートル以上とすること。

(9) 浴室の天井（結露を防ぐ構造であるものを除く。）は、付着した水滴が落下しないよう適切な勾配を設けること。

(10) 浴室の床面は、耐水材料で造り、かつ、汚水が停滞せず、完全に汚水を排出することができる構造とすること。

(11) 浴室には、床面積（浴槽部分を除く。）4平方メートルにつき、水を供給する給水栓（以下「水給水栓」という。）及び湯を供給する給水栓（以下「湯給水栓」という。）をそれぞれ1個以上設け、又は水及び湯を同時に供給することができる給水栓（以下「混合栓」という。）を1個以上設け、これらに水又は湯の区別を表示すること。

(12) 浴室には、内のりの面積が2.1平方メートル以上、深さが0.5メートル以上で、汚水が流入しない構造の浴槽を設けること。

(13) 熱気等を使用して入浴する入浴設備（以下「サウナ室」

	<p>という。)を設ける場合は、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 入浴者がサウナ室内の温度を外部から識別することができるようにすること。</p> <p>イ サウナ室内の熱気等の放出口その他の放熱設備は、直接入浴者の身体に触れないようにすること。</p> <p>ウ サウナ室を適正に利用するための温度をサウナ室の利用者の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>エ 外部からサウナ室内を見通すことができる構造とすること。</p> <p>(14) 屋外に設置された浴槽を使用して入浴する入浴設備(以下「露天風呂」という。)を設ける場合は、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 汚水が浴槽内に流入しない構造とすること。</p> <p>イ 脱衣室又は浴室から露天風呂又はこれに付帯する通路に直接出入りすることができる構造とすること。</p> <p>(15) 温泉等を使用して入浴する入浴設備を設ける場合は、浴室にシャワー又は浴槽を設けること。</p> <p>(16) 性別ごとに区分された便所で清浄な水が供給される流水式の手洗設備を有するものを適当な場所に設けること。</p> <p>(17) 入浴者の履物類を適切に保管することができる設備を設けること。</p>
<p>6 風紀に関する基準</p>	<p>(1) 10歳以上の男女を混浴させないこと。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、家族風呂等においては、次のいずれかに該当する場合を除き、男女を混浴させないこと。</p> <p>ア 夫婦が入浴する場合</p> <p>イ 10歳未満の児童及びその親が入浴する場合</p> <p>ウ 入浴に介助を要する者及びその家族が入浴する場合</p>

7 その他の 基準	(1) 付添人のいない老人、幼児等で単身での入浴が危険であると認められるもの及び泥酔者を入浴させないこと。 (2) 入浴料及び市長が特に指示した事項を入浴者の見やすい場所に掲示すること。
--------------	--

別表第 2

1 換気に関する基準	別表第 1 第 1 項各号に掲げる基準に適合すること。
2 照明に関する基準	別表第 1 第 2 項に規定する基準に適合すること。
3 保温に関する基準	別表第 1 第 3 項に規定する基準に適合すること。
4 清潔に関する基準	別表第 1 第 4 項各号に掲げる基準に適合すること。
5 構造及び設備に関する基準	<p>(1) 脱衣室及び浴室等（水着の着用を義務付けている浴室等を除く。）は、性別ごとに区分し、その境界に隔壁を設けて、相互に、かつ、外部から見通すことができない構造とすること。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、家族風呂等を設ける場合は、外部から見通すことができない構造とすること。</p> <p>(3) 脱衣室の天井の高さは、床面から 2.1メートル以上とし、その床面積は、浴室の広さに応じた適当な広さとする事。</p> <p>(4) 浴室には、適当な数の水給水栓及び湯給水栓又は混合栓を設け、これらに水又は湯の区別を表示すること。</p> <p>(5) 温泉等を使用する施設、厚生施設、福祉施設等にその他の公衆浴場を設ける場合は、その浴室には、別表第 1 第 5 項第 1 2 号に掲げる基準に適合する浴槽を設けること。</p> <p>(6) サウナ室を設ける場合は、浴室にシャワー又は浴槽を設けること。</p> <p>(7) 施設の出入口付近にその利用の状況を把握するための設備を設けること。</p> <p>(8) 別表第 1 第 5 項第 5 号、第 7 号から第 10 号まで及び第 13 号から第 17 号までに掲げる基準に適合すること。</p>

<p>6 風紀に関する基準</p>	<p>(1) 水着を着用して入浴する場合を除き、10歳以上の男女を混浴させないこと。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、家族風呂等においては、次のいずれかに該当する場合を除き、男女を混浴させないこと。</p> <p>ア 夫婦が入浴する場合</p> <p>イ 10歳未満の児童及びその親が入浴する場合</p> <p>ウ 入浴に介助を要する者及びその家族が入浴する場合</p>
<p>7 その他の基準</p>	<p>別表第1第7項各号に掲げる基準に適合すること。</p>

(説 明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の制定に伴い、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 4 2 号

尼崎市クリーニング業に関する条例について

尼崎市クリーニング業に関する条例を次のように制定する。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市クリーニング業に関する条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、クリーニング業法（昭和 2 5 年法律第 2 0 7 号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(クリーニング所において講ずべき措置)

第 2 条 法第 3 条第 3 項第 6 号の条例で定める必要な措置は、次のとおりとする。ただし、洗濯をしないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業とする者については、第 3 号、第 5 号から第 7 号まで及び第 9 号から第 1 2 号までの規定は、適用しない。

- (1) 作業場は、住居の用に供する部分及び他の営業の用に供する部分との間に隔壁等を設け、作業を行うために適当な広さを確保すること。
- (2) 作業場の床面は、容易に清掃を行うことができる構造とすること。
- (3) 洗い場の周壁のうち水がかかる部分は、不浸透性の材料で作られていること。
- (4) 洗濯物は、戸棚、容器等により整理し、及び保管すること。
- (5) 洗濯物の処理のために使用する溶剤、洗剤等は、適切に保管すること。
- (6) 洗濯が終わっていない洗濯物の処理は、洗濯又は仕上げが終わった洗濯物を汚染しないような場所で行うこと。
- (7) 排水溝は、汚水が停滞せず、完全に汚水を排出することができる構造とし、定期的に清掃を行うこと。
- (8) ねずみ、昆虫等の駆除に努めること。
- (9) 洗濯の用に供する水は、清浄な水を使用すること。
- (10) 霧吹き作業は、噴霧器を使用すること。

(11) 有機溶剤を使用した洗濯、染み抜き等の処理を行うクリーニング所（法第2条第4項に規定するクリーニング所をいう。以下同じ。）においては、次に掲げる措置を講ずること。

ア 有機溶剤は、適切に保管し、及び取り扱うこと。

イ 有機溶剤を使用する洗濯機は、定期的に点検し、適切に管理すること。

ウ 有機溶剤を使用する作業場には、換気上有効な機械換気設備を設けること。

エ 有機溶剤を使用して染み抜き等の処理を行う場合は、局所排気装置を使用すること。

(12) 法第3条第3項第5号に規定する洗濯物（以下「指定洗濯物」という。）を取り扱うクリーニング所においては、次に掲げる措置を講ずること。

ア 指定洗濯物の処理は、その消毒が終わるまでは、専ら指定洗濯物の処理を行うべき場所として指定されている場所（以下「指定洗濯物処理場」という。）において行うこと。

イ 指定洗濯物処理場において使用される機械及び器具は、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

ウ 指定洗濯物処理場には、手指の消毒設備を設け、指定洗濯物の処理に従事した者をして、その作業終了後、当該設備で手指の消毒を行わせること。

（営業者の死亡等の届出）

第3条 営業者（法第2条第2項に規定する営業者をいう。以下同じ。）が次のいずれかに該当するときは、当該号に定める者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡したとき 当該営業者に係る戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条に規定する届出義務者

(2) 合併以外の理由により解散したとき その清算人（破産手続開始の決定により解散したときは、その破産管財人）

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(説 明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の制定に伴い、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 4 3 号

尼崎市美容の業に関する条例について

尼崎市美容の業に関する条例を次のように制定する。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市美容の業に関する条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、美容師法（昭和 3 2 年法律第 1 6 3 号。以下「法」という。）及び美容師法施行令（昭和 3 2 年政令第 2 7 7 号。以下「令」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。
(美容所以外の場所で美容の業を行うことができる場合)

第 3 条 令第 4 条第 3 号の条例で定める場合は、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業に係る施設の長等の依頼に応じて当該施設において当該施設に入所している者等に対して美容を行う場合その他規則で定める場合とする。

(美容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置)

第 4 条 法第 8 条第 3 号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 常に清潔な作業衣を着用し、顔面に対し作業をするときは、清潔なマスクを着用すること。
- (2) 手指は、常に爪を短く切り、作業に着手する前には、客 1 人ごとに石けんで洗浄し、又は消毒すること。
- (3) 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、常に清潔なものを使用すること。
- (4) 客の皮膚に接することなく使用する器具で客 1 人ごとに汚染されるものは、洗浄し、又は消毒して、常に清潔に保つこと。
- (5) 消毒液は、適正な濃度のものを調製し、清潔に保つとともに、適宜交換すること。

- (6) 客の耳孔又は鼻孔の毛は、そらないこと。
- (7) 薬品、化粧品等は、適正に使用すること。
- (8) 毛をそるために用いる石けん液は、客1人ごとに取り替えること。
- (9) 感染性の皮膚疾患にかかっている者は、作業に従事しないこと。
- (10) 感染性の皮膚疾患にかかっているおそれがある客に対して作業を行ったときは、その作業の終了後、自己の手指、使用した布片、器具等を完全に消毒すること。
- (11) 昆虫等が付着した毛髪を扱ったときは、その毛髪及び昆虫等を完全に処理すること。
- (12) 作業場には、みだりに客を立ち入らせないこと。
- (13) 美容所以外の場所において美容の業を行う場合は、次に掲げる器具を携帯すること。
 - ア 消毒された器具
 - イ 消毒薬及び消毒器
 - ウ 相当数の清潔なタオル等
 - エ 外傷に対する応急手当をする場合に必要な薬品及び衛生材料
(以下「応急手当薬品等」という。)

(美容所について講ずべき衛生上必要な措置)

第5条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。ただし、自動車内に設けられた美容所(以下「車内美容所」という。)については、第3号の規定は、適用しない。

- (1) 隔壁又はこれに類するものにより外部と完全に区分すること。
- (2) 作業場及び待合所を設け、これらを明確に区分すること。
- (3) 室内の空気を汚染する構造の燃焼器具がある場合には、換気上有効な機械換気設備を設けること。
- (4) 作業場の床面積は、次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める面積以上とすること。
 - ア 設置する作業椅子が2脚までの場合 9.9平方メートル
 - イ 設置する作業椅子が2脚を超える場合 その数から2を減じて得た数に1.65平方メートルを乗じて得た面積に、9.9平

方メートルを加えて得た面積

- (5) 作業場の天井の高さは、床面から2.1メートル以上とすること。
- (6) 作業場の床面は、容易に清掃を行うことができる構造とすること。
- (7) 器具を消毒する場所を設け、消毒器、薬品等を備え付けること。
- (8) 石けん又は消毒液が備え付けられている流水式の手洗設備を設けること。
- (9) 作業場には、湯を供給することができる洗髪設備を設けること。
- (10) 作業場には、客に接して使用する布片、紙片、消毒済の器具等を収納することができる容器又は戸棚を設けること。
- (11) 作業場は、美容に関係のない用途に使用しないこと。
- (12) ねずみ、昆虫等の駆除に努めること。
- (13) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道又は特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水を使用すること。
- (14) 応急手当薬品等を常備すること。
- (15) 車内美容所については、次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 換気上有効な機械換気設備を設けること。
 - イ 200リットル以上の容量を有する給水タンク及び当該容量以上の容量を有する排水タンクを設けること。
 - ウ 作業場の床は、作業中においては、支柱その他の設備により水平に固定すること。

2 市長は、土地の状況、建築物の構造その他特別の事情を勘案して公衆衛生上支障がないと認めるときは、前項に規定する基準を緩和することができる。

（開設者の死亡等の届出）

第6条 法第11条第1項の規定による届出をして美容所を開設した者（以下「開設者」という。）が次のいずれかに該当するときは、当該号に定める者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき 当該開設者に係る戸籍法（昭和22年法律第22

4号)第87条に規定する届出義務者

(2) 合併以外の理由により解散したとき その清算人(破産手続開始の決定により解散したときは、その破産管財人)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(説明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の制定に伴い、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 4 4 号

尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例について

尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例（平成 2 2 年尼崎市条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

付則第 1 項第 2 号中「平成 2 6 年 4 月 1 日」を「規則で定める日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（ 説 明 ）

尼崎市立上ノ島保育所を平成 2 6 年 4 月 1 日に社会福祉法人へ移管することが困難であるため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 4 5 号

尼崎市戸ノ内町北地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について

尼崎市戸ノ内町北地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を次のように制定する。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市戸ノ内町北地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(この条例の目的)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 6 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 2 4 年尼崎市告示第 3 7 0 号に定める戸ノ内町北地区防災街区整備地区計画（以下「防災街区整備地区計画」という。）の区域（以下「適用区域」という。）内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(地区の区分及び名称)

第 2 条 この条例における適用区域内の地区の区分及び名称は、防災街区整備地区計画に定めるところによる。

(建築物の用途)

第 3 条 適用区域内においては、法別表第 2（に）項第 3 号から第 6 号までに掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が適用区域の特性に応じた合理的な土地利用の促進を図るため特に必要があり、かつ、適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、尼崎市建築審査会の意見を求めなければならない。

(建築物の高さ等の最高限度)

第 4 条 適用区域（山手幹線沿道地区を除く。）内においては、建築物

の高さは12メートル以下で、かつ、軒の高さは10メートル以下でなければならない。

2 適用区域（山手幹線沿道地区に限る。）内においては、建築物の高さは、25メートル以下でなければならない。

3 法第59条の2第1項の規定による許可を受けた建築物の高さ又は軒の高さは、前2項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとする事ができる。

（建築物の敷地面積の最低限度）

第5条 適用区域内においては、建築物の敷地面積は、住宅A地区内にあっては85平方メートル以上、住宅B地区及び山手幹線沿道地区内にあっては70平方メートル以上でなければならない。ただし、法第53条の2第1項第2号に該当する建築物の敷地については、この限りでない。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する土地について、当該土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合には、適用しない。

(1) この条例の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で前項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地（以下これらの土地を「既存不適格土地」という。）

(2) 既存不適格土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部

（壁面の位置の制限）

第6条 適用区域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱、バルコニー等（地盤面上2.5メートル以下の部分に限る。以下この項において「外壁等」という。）の面から道路境界線（防災街区整備地区計画に定められた殿ノ内2号線、宮前線、南北1号線、南北2号線及び東西線の道路境界線に限る。以下この項において同じ。）までの距離は、50センチメートル以上でなければならない。ただし、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の一部の外壁等の面から道路境界線までの距離については、この限りでない。

- (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの
 - (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの
- 2 適用区域内においては、次のいずれかに該当するもの（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線（防災街区整備地区計画に定められた北ノ町3号線、北東町1号線及び南ノ町1号線の道路境界線に限る。以下この項において同じ。）までの距離は、50センチメートル以上でなければならない。ただし、外壁等（地盤面上2.5メートルを超える部分に限る。以下同じ。）の中心線の長さの合計が3メートル以下の建築物又は建築物の一部の外壁等の面から道路境界線までの距離については、この限りでない。
- (1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱、バルコニー等
 - (2) 建築物に付属する門又は塀で地盤面上2メートルを超えるもの
（建築物の構造に関する防火上必要な制限）

第7条 適用区域内においては、建築物は、法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物としなければならない。ただし、法第61条各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

2 前項の規定は、市長が建築物の位置、構造、用途等の特殊性により防火上支障がなく、かつ、適用区域の適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、適用しない。

3 第3条第2項の規定は、前項の規定による許可をする場合について準用する。

（建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合等の措置）

第8条 建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合における第3条第1項又は第5条第1項の規定の適用については、当該敷地の過半が適用区域内に属するときは当該敷地の全部についてこれらの規定を適用し、当該敷地の過半が適用区域外に属するときは当該敷地の全部についてこれらの規定は適用しない。

2 建築物の敷地が適用区域内の各地区にわたる場合における第5条第1項の規定の適用については、当該敷地の全部について当該敷地の過半が属する地区に関する規定を適用する。

3 建築物が適用区域の内外にわたる場合における前条第1項の規定の適用については、当該建築物の全部について同項の規定を適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第9条 法第3条第2項の規定により第7条第1項の規定の適用を受けない建築物について規則で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第7条第1項の規定は、適用しない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)

(3) 法第87条第2項において準用する第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

(両罰規定)

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の

従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 5 年 2 月 1 日から施行する。

(尼崎市戸ノ内町北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の廃止)

2 尼崎市戸ノ内町北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成 1 6 年尼崎市条例第 1 2 号。以下「旧条例」という。) は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の前日に旧条例第 2 条第 1 項ただし書の規定によりなされた許可は、第 3 条第 1 項ただし書の規定によりなされた許可とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(説 明)

戸ノ内町北地区防災街区整備地区計画の実現を図るため、建築物の制限に関する事項について、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 4 6 号

尼崎市公営住宅法に基づく公営住宅及び共同施設の整備基準
を定める条例について

尼崎市公営住宅法に基づく公営住宅及び共同施設の整備基準を定める
条例を次のように制定する。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市公営住宅法に基づく公営住宅及び共同施設の整備基準
を定める条例

公営住宅法（昭和 2 6 年法律第 1 9 3 号）第 5 条第 1 項の条例で定め
る整備基準及び同条第 2 項の条例で定める整備基準は、公営住宅等整備
基準（平成 1 0 年建設省令第 8 号）に定める基準（当該基準の特例とし
て定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりと
する。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

（ 説 明 ）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関
係法律の整備に関する法律（平成 2 3 年法律第 3 7 号）の制定に伴い、
条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 147 号

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 24 年 12 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例 (平成 9 年尼崎市条例第 29 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条中「、第 3 号及び第 4 号」を「及び第 3 号から第 5 号まで」に、「により法第 23 条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる」を「の適用を受ける」に、「第 4 号)」を「第 4 号及び第 5 号)」に改め、同条第 3 号中「ア、イ又はウに掲げる場合」を「次のアからウまでに掲げる区分」に、「それぞれア、イ又はウ」を「当該アからウまで」に改め、同号ア中「ものとして令第 6 条第 4 項各号に」を「場合として規則で」に、「令第 6 条第 5 項第 1 号に定める金額」を「214,000 円」に改め、同号イ中「令第 6 条第 5 項第 2 号に定める金額」を「214,000 円 (当該災害が発生した日から 3 年を経過した後は、158,000 円) 」に改め、同号ウ中「令第 6 条第 5 項第 3 号に定める金額」を「158,000 円」に改める。

第 7 条第 1 項中「前条各号」を「前条第 1 号から第 4 号まで」に改め、同条第 2 項中「前条第 3 号イに掲げる」を「前条第 3 号イの」に、「、第 3 号及び第 4 号」を「及び第 3 号から第 5 号まで」に、「災害発生のを」を「災害が発生した」に改める。

第 15 条第 2 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 同居しようとする者が前項の承認を受けて同居するならば第 4

1 条第 1 項第 5 号に該当することとならないこと。

付則第 1 2 項を削る。

(尼崎市改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市改良住宅の設置及び管理に関する条例 (平成 9 年尼崎市条例第 3 0 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「ア、イ又はウ」を「アからウまで」に、「令第 6 条第 5 項第 1 号に定める金額」を「 2 1 4 , 0 0 0 円」に、「令第 6 条第 5 項第 3 号に定める金額」を「 1 5 8 , 0 0 0 円」に改める。

第 8 条第 1 号中「市営住宅条例付則第 1 2 項の規定による読替え後の」を削る。

(尼崎市コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 尼崎市コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例 (平成 9 年尼崎市条例第 3 1 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「ア、イ又はウ」を「アからウまで」に、「令第 6 条第 5 項第 1 号に定める金額」を「 2 1 4 , 0 0 0 円」に、「令第 6 条第 5 項第 3 号に定める金額」を「 1 5 8 , 0 0 0 円」に改める。

第 8 条第 1 号中「市営住宅条例付則第 1 2 項の規定による読替え後の」を削る。

(尼崎市再開発住宅の設置及び管理に関する条例及び尼崎市従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 4 条 次に掲げる条例の規定中「ア、イ又はウ」を「アからウまで」に改める。

(1) 尼崎市再開発住宅の設置及び管理に関する条例 (平成 9 年尼崎市条例第 3 2 号) 第 6 条第 2 項

(2) 尼崎市従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例 (平成 1 0 年尼崎市条例第 2 8 号) 第 6 条第 2 項

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 4 8 号

尼崎市市道の構造の技術的基準等を定める条例について

尼崎市市道の構造の技術的基準等を定める条例を次のように制定する。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市市道の構造の技術的基準等を定める条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、本市の区域内に存する道路（道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する道路をいう。）で市長がその路線を認定したもの（以下「市道」という。）の構造の技術的基準その他法の施行等について必要な事項を定めるものとする。

(自動車駐車場等の利用に関する標識)

第 2 条 法第 2 4 条の 3 の規定により設けられる自動車駐車場又は自転車駐車場（以下「自動車駐車場等」という。）の利用に関する標識には、道路法施行規則（昭和 2 7 年建設省令第 2 5 号）第 3 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項を記載するものとする。

2 前項の標識は、自動車駐車場等を利用しようとする者の見やすい場所に設けるものとする。

(市道の構造の技術的基準)

第 3 条 法第 3 0 条第 3 項の条例で定める技術的基準は、道路構造令（昭和 4 5 年政令第 3 2 0 号）第 4 1 条第 2 項において読み替えて準用する同令の規定に規定する基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。

(市道に設ける道路標識の寸法)

第 4 条 法第 4 5 条第 3 項の条例で定める寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 3 5 年総理府・建設省令第 3 号）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。

(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準)

第5条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項の条例で定める基準（以下「移動等円滑化基準」という。）は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。以下「省令基準」という。）のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）第13条第1項に規定する特定施設整備基準が省令基準より厳しい基準を定めている場合は、移動等円滑化基準は、その厳しい基準に係る事項に限り、当該特定施設整備基準のとおりとする。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（ 説 明 ）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び第105号）の制定に伴い、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 149 号

尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について

尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 24 年 12 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例

尼崎市都市公園条例（昭和 33 年尼崎市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条） を

第 2 章 公園の管理（第 3 条 - 第 15 条の 6）」

「第 1 章 総則（第 1 条）

第 1 章の 2 公園の設置（第 1 条の 2 - 第 1 条の 4） に改める。

第 2 章 公園の管理（第 2 条 - 第 15 条の 6）」

第 1 条の見出しを「（この条例の趣旨）」に改め、同条中「都市公園（）」を「本市が設置する都市公園（法第 2 条第 1 項に規定する都市公園をいう。）」に、「管理につき」を「設置及び管理について」に、「等を定めることを目的」を「を定めるもの」に改める。

第 2 条を削り、第 1 章の次に次の 1 章を加える。

第 1 章の 2 公園の設置

（公園の配置及び規模の基準）

第 1 条の 2 法第 3 条第 1 項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 本市の区域内における公園の敷地面積の総計を当該区域内に居住している者の人数で除して得た面積が 10 平方メートル以上であり、かつ、本市の区域のうち都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の規定による市街化区域の区域内における公園の敷地面積の総計を当該区域内に居住している者の人数で除して得た面積が 5 平方メートル以上であること。
- (2) 公園は、次に掲げる公園の区分に応じ、当該アからエまでに定める基準に適合するように配置すること。

ア 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第2条第1項第1号に規定する公園 同号に規定する者が容易に利用することができること。

イ 政令第2条第1項第2号に規定する公園 同号に規定する者が容易に利用することができること。

ウ 政令第2条第1項第3号に規定する公園 同号に規定する者が容易に利用することができること。

エ 政令第2条第1項第4号に規定する公園 容易に利用することができること。

(3) 公園の敷地面積は、次に掲げる公園の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積以上とすること。

ア 前号アに掲げる公園 0.25ヘクタール

イ 前号イに掲げる公園 2ヘクタール

ウ 前号ウに掲げる公園 4ヘクタール

エ 前号エに掲げる公園 その利用目的に応じた公園としての機能を十分に発揮することができるものと市長が認める面積

(4) 前2号に規定するもののほか、第2号アからエまでに掲げる公園の配置及び規模については、それぞれの公園の特質に応じて、本市の区域内における公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等の災害の防止に資するように考慮すること。

(5) 第2号アからエまでに掲げる公園以外の公園については、その設置目的に応じた公園としての機能を十分に発揮することができるものと市長が認める配置及び面積とすること。

2 市長は、土地の状況その他の事情に照らして必要があると認めるときは、前項に規定する基準を緩和することができる。

（公園施設の設置の基準）

第1条の3 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次のとおりとする。

(1) 政令第6条第1項第1号に該当する場合は、同号に規定する建築

物に限り、当該建築物の建築面積の総計の公園の敷地面積に対する割合は100分の10以下とする。

(2) 政令第6条第1項第2号に該当する場合は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物の建築面積の総計の公園の敷地面積に対する割合は100分の20以下とする。

(3) 政令第6条第1項第3号に該当する場合は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物の建築面積の総計の公園の敷地面積に対する割合は100分の10以下とする。

(4) 政令第6条第1項第4号に該当する場合は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物の建築面積の総計の公園の敷地面積に対する割合は100分の2以下とする。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準)

第1条の4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第13条第1項の条例で定める基準(以下「移動等円滑化基準」という。)は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第115号)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。以下「省令基準」という。)のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、福祉のまちづくり条例(平成4年兵庫県条例第37号)第13条第1項に規定する特定施設整備基準が省令基準より厳しい基準を定めている場合は、移動等円滑化基準は、その厳しい基準に係る事項に限り、当該特定施設整備基準のとおりとする。

第2章中第3条の前に次の1条を加える。

(公園の区域の変更等に係る公告)

第2条 市長は、公園の区域を変更し、又は公園を廃止しようとするときは、当該公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他市長が必要と認める事項を公告しなければならない。

第29条中「公園の」の次に「設置及び」を加える。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 3 年法律第 1 0 5 号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 150 号

尼崎市下水道条例の一部を改正する条例について

尼崎市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 24 年 12 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市下水道条例の一部を改正する条例

尼崎市下水道条例（昭和 35 年尼崎市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章 公共下水道（第 7 条 - 第 15 条）を

第 4 章 都市下水路（第 16 条）」

「第 3 章 公共下水道（第 6 条の 2 - 第 15 条）」に改める。

第 4 章 削除」

第 1 条中「、本市の下水道の管理及び使用について」を削り、「その他の法令に定めがあるもののほか、」を「の施行等について」に改める。

第 2 条の見出しを「（定義）」に改め、同条中「それぞれ」を削り、同条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

第 3 章中第 7 条の前に次の 1 条を加える。

（公共下水道の構造の基準）

第 6 条の 2 法第 7 条第 2 項の条例で定める技術上の基準（下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号。以下「令」という。）第 5 条の 6 各号に掲げる公共下水道に係るものを除く。）は、令第 5 条の 8 から第 5 条の 10 までに規定する基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。

第 8 条の 2 第 1 項第 1 号中「下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号。以下「令」という。）」を「令」に、「数値。ただし、」を「数値（」に、「数値とする。」を「数値）」に改める。

第 14 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（終末処理場の維持管理）

第 14 条の 3 法第 21 条第 2 項の規定による終末処理場の維持管理は、令第 13 条各号に定めるところにより行うものとする。

第4章を次のように改める。

第4章 削除

第16条 削除

第17条第2項中「及び法第29条第1項」を削る。

第24条第1項第6号中「又は第16条第1項」を削り、「これらの」を「同項に規定する」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(説 明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 151 号

尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例及び尼崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例及び尼崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 24 年 12 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例及び尼崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）第 8 条第 4 項（同規則第 9 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により各事業年度の減価償却額を算出することができる固定資産」を「資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもの」に、「うめる」を「埋める」に改める。

(1) 尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例（昭和 41 年尼崎市条例第 43 号）第 5 条

(2) 尼崎市下水道事業の設置等に関する条例（平成元年尼崎市条例第 16 号）第 5 条

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（ 説 明 ）

地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成 24 年総務省令第 6 号）の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を

提出する。

その他

議案第 1 5 2 号

工事請負契約について

城内高校校舎改修等工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を
求める。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 城内高校校舎改修等工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市北城内 4 7 番地の 1
工事概要 校舎改修等工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 9 7 4 , 4 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 大阪市浪速区難波中 3 丁目 5 番 1 9 号
南海辰村・鍵田共同企業体
代表者 南海辰村建設株式会社
代表取締役 猪 崎 光 一 |

(説 明)

城内高校校舎改修等工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	北棟改修工事（耐震補強工事含む） 鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟 延べ面積 2,505平方メートル 主な工法 KTブレース工法
	南棟改修工事（耐震補強工事含む） 鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟 延べ面積 4,384平方メートル 主な工法 KTブレース工法
	体育館耐震補強工事（改修工事含む） 鉄筋コンクリート造り（一部鉄骨造り）2階建て 1棟 延べ面積 1,079平方メートル 主な工法 梁の鉄板補強
	校舎増築工事 軽量鉄骨造り 平屋建て 2棟
	食堂・武道場棟 建築面積 884.90平方メートル 延べ面積 844.66平方メートル
	普通・特別教室棟 建築面積 1,041.41平方メートル 延べ面積 987.09平方メートル
	既存武道場解体工事
	既存付属建物等解体及び改築工事（守衛室、自転車置き場等）
	屋外付帯工事（外構等）

議案第 1 5 3 号

工事請負契約について

城内高校校舎改修等工事のうち機械設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 契約の目的 城内高校校舎改修等工事のうち機械設備工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市北城内 4 7 番地の 1
工事概要 機械設備工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 2 5 6 , 2 0 0 , 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 尼崎市西本町 2 丁目 5 番地
株式会社竹内工業所
代表取締役 竹 内 英 正

(説 明)

城内高校校舎改修等工事のうち機械設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容	
機 械	機械設備工事	
	空調設備工事	一式
	換気設備工事	一式
	衛生設備工事	一式
	仮設工事	一式

議案第 154 号

工事請負契約について

武庫南小学校北東棟等耐震補強工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 24 年 12 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 武庫南小学校北東棟等耐震補強工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市武庫町 4 丁目 1 1 番 1 号
工事概要 北東棟等耐震補強工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 1 6 6 , 4 2 5 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市杭瀬北新町 1 丁目 5 番 1 1 号
宮崎建設株式会社
代表取締役 宮 崎 俊 二 |

(説 明)

武庫南小学校北東棟等耐震補強工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	北東棟耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟
	延べ面積 1,261平方メートル
	主な工法 KTブレース工法
	渡り廊下棟耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟
	延べ面積 553平方メートル
	主な工法 KTブレース工法
	体育館耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟
延べ面積 898平方メートル	
主な工法 鉄骨屋根補強	
耐震補強工事に伴う電気設備工事	
" 機械設備工事	

議案第 155 号

工事請負契約について

小田北中学校北棟等耐震補強工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 24 年 12 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 小田北中学校北棟等耐震補強工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市神崎町 24 番 1 号
工事概要 北棟等耐震補強工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 308,700,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市神崎町 1 番 40 号
株式会社ユハラ
代表取締役 小 村 公 成 |

(説 明)

小田北中学校北棟等耐震補強工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	北棟耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟
	延べ面積 3,024平方メートル
	主な工法 ピタコラム工法
	南棟耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟
	延べ面積 2,457平方メートル
	主な工法 ピタコラム工法
	中棟耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟
	延べ面積 910平方メートル
	主な工法 鉄骨ブレース工法
	体育館耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 3階建て 1棟
延べ面積 1,360平方メートル	
主な工法 鉄骨屋根補強	
体育館外壁改修工事	
耐震補強工事に伴う電気設備工事	
" 機械設備工事	

議案第 1 5 6 号

指定管理者の指定について

尼崎市立富松住宅の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立富松住宅 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市富松町 3 丁目 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市西長洲町 2 丁目 3 番 1 1 号
富松ナビ・みらい
代表者 株式会社大道プロミネンス
代表取締役 勇 正一郎 |
| 4 | 指定期間 | 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで |

(説 明)

尼崎市立富松住宅の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第157号

訴えの提起について

建物明渡し等請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

平成24年12月4日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 事 件 名 建物明渡し等請求事件
- 2 裁 判 所 神戸地方裁判所尼崎支部
- 3 当 事 者 原 告

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

被 告

[Redacted]

[Redacted]

同

[Redacted]

[Redacted]

同

[Redacted]

[Redacted]

同

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

同

[Redacted]

[Redacted]

同

[Redacted]

同

同

4 事件の概要

(1) 原告本市は、本市改良住宅及びコミュニティ住宅（以下「改良住宅等」という。）の入居者たる被告

に対して、滞納家賃を所定期限内に支払うべきこと及び当該期限内に支払わないときは改良住宅等の賃貸借契約を解除するのでこれを明け渡すべきことを通告したが、同被告らは滞納家賃を支払わず、また、その入居する改良住宅等を明け渡す意思も全くみられないので、滞納家賃の支払及び当該改良住宅等の明渡しとともに明渡しに至るまでの近傍同種の住宅の家賃（店舗にあっては、当該店舗の家賃）の額の2倍に相当する額の損害賠償金の支払の判決を求めるもの

(2) 原告本市は、滞納家賃を支払わないままその所在が判明しない本市市営住宅及び改良住宅（以下「市営住宅等」という。）の入居者たる被告

に対して、訴状の送達により市営住宅等の賃貸借契約を解除するとともに、滞納家賃の支払及び当該市営住宅等の明渡しとともに明渡しに至るまでの近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の損害賠償金の支払の判決を求めるもの

5 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する

事項は、市長に一任する。

(説明)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。